

平成16年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会次第

平成16年11月19日(金)午後2時
市役所 西庁舎 委員会室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 個人情報の収集に係る諮問について

(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について

(3) 個人情報を取り扱う事務の追加及び変更について

4 その他

5 閉会



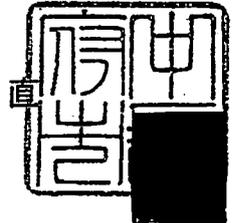
16府総広発第22号

平成16年11月19日

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会長 山上義人様

府中市長 野口 忠



個人情報の収集について（諮問）

本市では、一人暮らし高齢者などを地域で見守ることにより、生活上の不安や病気等の困難な状況を解消し、また、福祉サービスを適切に提供するため、平成17年4月1日から、府中市高齢者見守りネットワーク事業を開始します。この事業の推進に当たっては、このような高齢者の個人情報を取り扱うこととなりますが、その際、府中市個人情報の保護に関する条例7条第2項第9号の本人以外からの個人情報の収集又は第8条第4号の「病歴その他の個人の心身に関する事項」に当たる個人情報の収集を行うことがあります。

つきましては、府中市高齢者見守りネットワーク事業において行う、これらの個人情報の収集の可否について、府中市情報公開・個人情報保護審議会のご意見を答申くださいますよう、お願い申し上げます。

府中市高齢者見守りネットワークの構築について

1 趣旨

核家族化の進展等により、一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯の数は増加しています。そして、これらの高齢者の多くが、地域社会における近隣関係の希薄化などにより、孤立しがちな生活を送っています。

そこで、このような高齢者を、地域で見守ることにより、生活上の不安や病気等の困難な状況を解消し、また、必要に応じた福祉サービスを適切に提供するため、高齢者見守りネットワーク（以下「見守りネットワーク」といいます。）を構築するものです。

2 見守りネットワーク構築のための準備等

(1) 一人暮らし高齢者等の基礎調査の実施

平成16年5月中旬から8月までの間、市内全域において、在宅の一人暮らし高齢者等の生活状況を把握するための基礎調査を実施しました。

この調査結果を参考に、支援の必要があると思われる高齢者に対し高齢者在宅介護支援センター（以下「介護支援センター」といいます。）の職員が詳しい調査を実施し、具体的な福祉サービスの提供につなげていきます。

(2) モデル地区の指定

平成16年4月から17年3月までの間、本市における在宅介護支援センターのうち、よつや苑在宅介護支援センターが担当する地域を見守りネットワークのモデル地区に指定します。

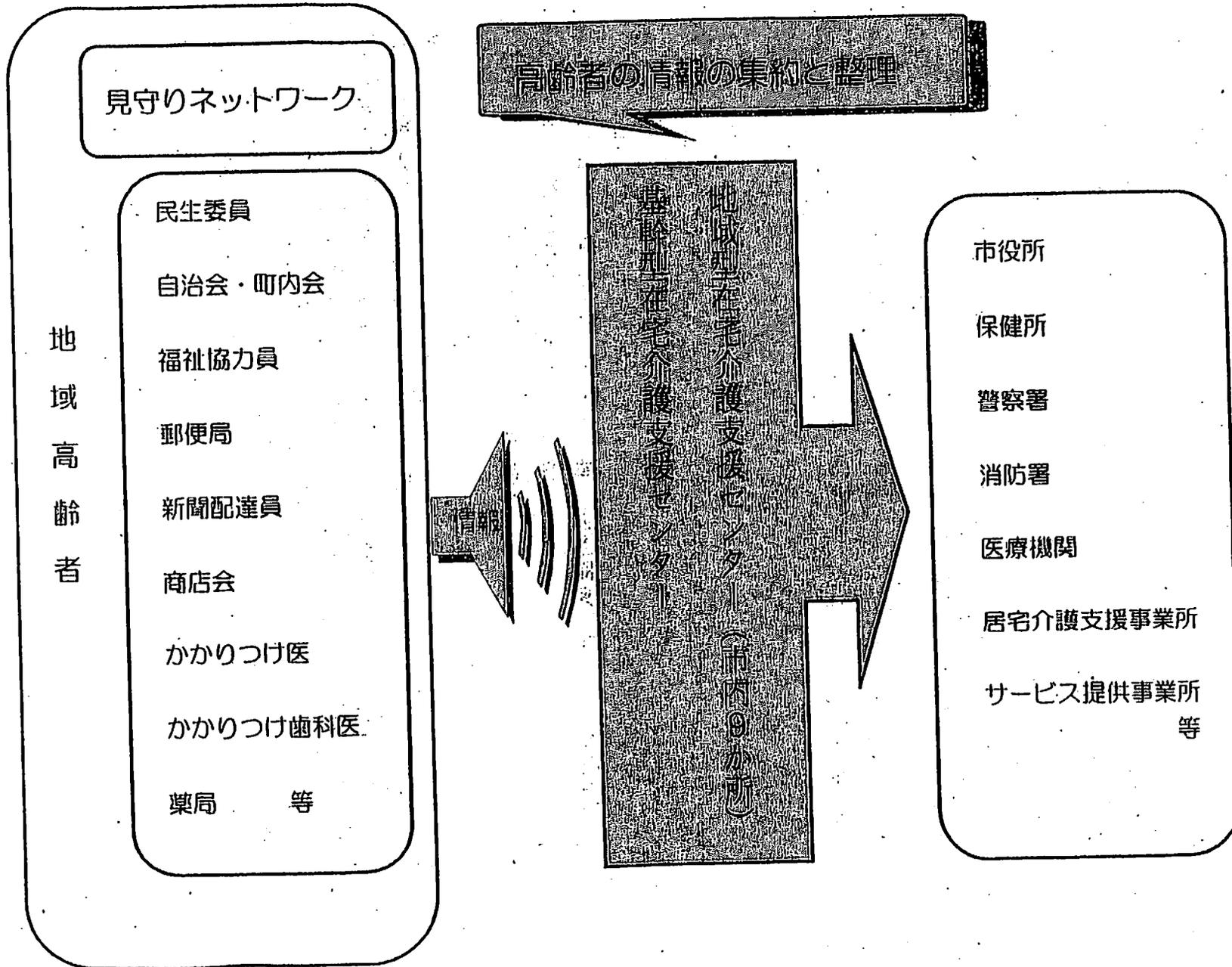
そして、このモデル地区において、住民、民生委員等に高齢者の見守りや必要に応じた介護支援センターへの情報の提供の協力を依頼します。介護支援センターでは情報の提供を受けた場合、訪問などにより現状を詳しく調査し、必要な生活支援を早期に実施します。

また、このモデル地区における見守りネットワーク事業の周知を図るため、ちらし、広報誌等によりPR活動を行います。

3 今後の予定

平成16年度中にモデル地区における事業の結果を検証し、平成17年度に市内全域の高齢者見守りネットワークを構築する予定です。

見守りネットワークの体系図



府中市高齢者見守りネットワーク

府中市高齢者見守りネットワークモデル事業が発足して五ヶ月が経過しました。地域の皆さまにご協力いただき、徐々に具体的なご相談としてご連絡が寄せられるようになってきております。

今回は、四月から七月にかけてお受けしたご相談・ご連絡、前回お知らせしました高齢者基礎調査に基づき相談対応の状況などについて報告いたします。

よつや苑在宅介護支援センターに寄せられる相談は、ご本人もしくは家族・親族から寄せられるものが九割以上を占めます(別表②参照)。これはそれぞれの相談や調整が継続してなされるために生じる現象といえますが、こうした中、数字に表れない後押しによって相談に見える方もいらっしゃるようです。「近所の〇〇さんに勧められて…」あるいは「ひとりで相談にくるのは不安なので民生委員さんについてきてもらったよ」などなど(別表④参照)。

「ご自分だけではなかなか解決しえない問題を、地域が気遣うことで解決に近づけようとする」ことが見守りの根底にあると考えます。今後とも情報をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

【介護支援部 櫻井寿人】

支援センター相談における見守り相談について(8月現在)

① よつや苑支援センター相談件数(在宅介護支援センターシステムより)

	来所	電話	訪問	文書ほか	延件数	実人数
4月	29	197	201	13	440	169
5月	44	205	187	14	450	200
6月	51	185	181	21	438	187
7月	36	200	152	5	393	174
4ヶ月計	160	787	721	53	1721	

※ごとに重複する相談者がいるため、実人数の総計は実際の相談者数とは一致しません
 ※このほかに同期処理途上176人、延べ542件の相談を受けています
 ※これらの相談には担当地区外からのものも含まれています

② 相談者内訳

	本人	家族・親族	関係機関	地域住民	ほか	延件数
4月	236	173	15	1	15	440
5月	276	149	11	5	9	450
6月	245	170	10	0	13	438
7月	210	154	10	4	15	393

③ 地域住民からの「見守り」情報提供による相談件数

	来所	電話	文書ほか	実人数
4月	1	2	0	3
5月	3	4	0	7
6月	2	3	0	5
7月	1	11	0	12
4ヶ月計	7	20	0	27

④ ③への対応件数

	電話	訪問	ほか
	2	1	0
	0	7	0
	0	4	1
	8	4	0
	10	16	1

※③表は①表のうち、民生児童委員、知人/隣人、見守りの拠点としてご協力頂いている店舗や広報・ちらし等を経由して寄せられた新規相談、高齢者基礎調査をもとに当方から連絡したケースを再掲したものです。(同期処理の関係上、①②表と③④表には若干の不整合があります)

【参考資料 I】

老人福祉法（抄）

(昭和38年法律第133号)

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

(介護の措置等の実施者)

第五条の四 (略)

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

3 (略)

(介護支援相談)

第六条の二 市町村は、第五条の四第二項第二号に規定する情報の提供並びに相談及び指導のうち主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に係るものであつて特に専門的知識及び技術を必要とするものについては、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター、老人介護支援センターその他の厚生省令で定める施設の職員に行わせ、又はこれを当該市町村以外の者の設置するこれらの施設に委託することができる。

(老人介護支援センター)

第二十条の七の二 老人介護支援センターは、第六条の二に規定する情報の提供並びに相談及び指導、市町村の行う介護の措置等及び老人の心身の健康の保持に関する措置に係る主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人福祉施設、医療施設等との連絡調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

資料 2

平成12年9月27日
都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
厚生省老人保健福祉局

在宅介護支援センター運営事業等の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「在宅介護支援センター運営事業等実施要綱」を定め、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いするとともに、管下市町村に対して、周知徹底を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

なお、本通知の施行に伴い「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和51年5月21日社老第28号厚生省社会局長通知）は廃止する。

(別紙)

在宅介護支援センター運営事業等実施要綱

1. 在宅介護支援センター運営事業

(1) 目的

在宅介護支援センター運営事業は、在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス（介護保険を含む）が、総合的に受けられるように市町村等関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等の連絡調整等の便宜を供与し、もって、地域の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体、社会福祉法人、医療法人（地域医師会を含む。）又は民間事業者等に委託することができるものとする。なお、市町村は、委託に当たっては、委託条件、遵守事項等の委託内容を明記した委託契約書を作成し、かつ、保管するものとする。

(3) 利用対象者

この事業の対象者は、おおむね65歳以上の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者（以下「要援護高齢者等」という。）並びにその家族及び親族（以下「家族等」という。）とする。

(4) 市町村の責務

ア

市町村は、(1)の目的を達成するため、必要に応じ、在宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）の適正な配置又は適切な事業の実施若しくは委託を行うなど、その体制の整備に努めるものとする。

イ

市町村は、コンピューター、電話、ファックス、会議、面談等の手段を用いて、支援センター間における保健、医療又は福祉及び介護保険に関する専門的な情報の交換などの連携が円滑に行われるよう市町村内のすべての支援センターを包摂する連絡支援体制（以下単に「連絡支援体制」という。）を整備するものとする。

この場合、市町村は、あらかじめ、連絡支援体制の基幹となる支援センター（以下「基幹型支援センター」という。）を1か所定めるものとする。ただし、概ね人口10万人を超える市町村にあっては、当該を超える人口が、10万人又はその端数を増すごとに1か所を加えて定めることができるものとする。

なお、基幹型支援センターは、その整備に相当の時間を要することに鑑み当分の間、これを設置しないことができる。この場合であっても、市町村は、地域の実情に応じて極力早期に基幹型支援センターを設置するよう努めるものとする。

また、小規模な市町村であって、当該市町村に支援センターが既に1か所又は2か所存在し、これを越えて支援センターを設置することが困難な場合については、必ずしも基幹型支援センターを設置することは要しないものとする。ただし、これらの場合については、市町村自らが連絡支援体制の基幹的役割を果

たすものとする。

ウ

市町村は、本事業の実施又は委託に当たっては、基幹型支援センター以外の支援センター（以下、「地域型支援センター」という。）ごとに、中学校区を標準として、地域の実情に応じた担当区域を定めることを原則とする。

なお、基幹型支援センターと地域型支援センターを同一事業所内で実施する場合には、当該地域型支援センターの担当区域が定められることが原則となるものであること。

(5) 事業内容

ア 地域型支援センター

地域型支援センターは、以下に定める事業を地域に積極的に出向き又は当該支援センターにおいて行うものとする。

ただし、(ケ)については、これを行わないことができるものとする。

(ア)

地域の要介護高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに介護ニーズ等の評価を行うこと。

ただし、これらが既に居宅介護支援事業所によって行われている要介護高齢者等であって地域型支援センター自らが実態把握、ニーズ評価等を行う必要がない場合には、居宅介護支援事業所が当該情報を得ることで差支えない。

(イ)

市町村の公的保健福祉サービス、介護保険制度等の円滑な適用に資するため、要介護高齢者等及びその家族等（原則として担当区域内の者に限る。）に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、サービス利用意向及び今後の課題等を記載した台帳（以下「サービス基本台帳」という。）を整備すること。

ただし、これらが既に居宅介護支援事業所によって行われている要介護高齢者等であって地域型支援センター自らが実態把握、ニーズ評価等を行う必要がない場合には、居宅介護支援事業所から当該情報を得ることで差支えない。

(ウ)

各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。

(エ)

在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により、総合的に応じること。

(オ)

要介護高齢者等の家族等からの相談や在宅介護相談協力員（以下「相談協力員」という。）からの連絡を受けた場合、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行うこと。

(カ)

地域の要介護高齢者等又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続の受付、代行（市町村等への申請書の提出）等の便宜を図る等、利用者の立場に立って保健福祉サービスの適用の調整を行うこと。

(キ)

相談協力員に対する定期的な研修会及び支援センターと居宅介護支援事業所の介護支援専門員、相談協力員との情報交換及び相談協力員相互の情報交換、親睦等を図るための相談協力員懇話会の開催並びに相談協力員との日常的な連絡調整を行うこと。

(ク)

居宅介護支援事業所の介護支援専門員よりソーシャルワーク援助の依頼があった場合に、これに応ずるよう努めること。

(ケ)

福祉用具の展示、利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、並びに福祉用具の選定若しくは具体的な使用方法又は高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行うこと。

イ 基幹型支援センター

基幹型支援センターは、地域ケア会議を開催するとともに、地域型支援センターを支援するものであり、以下に定める事業を、地域型支援センターと密接な連携を図りつつ、地域に積極的に出向き又は当該基幹型支援センターにおいて行うものとする。ただし、(ク)及び(ケ)については、これを行わないことができるものとする。

(ア) 地域ケア会議の開催

介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者を対象に効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う。

1. 構成

保健、医療、福祉などの現場職員を中心に概ね10人程度で構成する。

業務内容

- a. 地域型支援センターの統括
- b. 介護保険受給対象外者に対する介護予防・生活支援サービスの調整
- c. 居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業所の指導・支援

2. 業務の実施方法

- a. 2.のbについては、地域型支援センターが行った(5)のアの(ア)の実態把握、ニーズ評価の結果及び要介護認定結果などの情報を活用し、自立又は要支援となった者について「介護予防・生活支援」の観点から、介護保険外のサービス提供が必要な者を特定するとともに、地域型支援センターにサービス内容を盛り込んだ個別サービス計画を策定させること。
なお、こうした高齢者に対するサービスは、保健・福祉担当者や地域住民などでチームを構成し実施することが望ましい。
この場合、1チームがサービス提供する対象高齢者数は地域の実情に応じておおむね80～100人程度の規模とする。
- b. 2.のcについては、介護支援専門員との連携、相談・指導を行うとともに、ケア事例検討会の開催などを通じて居宅サービス事業者のサービスの質的向上を図ることとする。

- (イ) 地域型支援センターにより把握された要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の情報を集約すること。
- (ウ) 必要に応じ、在宅福祉サービス利用情報等を他の支援センターに提供すること。
- (エ) 市町村全域の立場から、各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。
- (オ) 在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により、総合的に応じること。
- (カ) 要援護高齢者等の家族等からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合に、これらの者の居住地を担当区域とする地域型支援センターと連携をとるとともに必要に応じ、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行うこと。
- (キ) 当該所管地域において有用なインフォーマルサービスを新たに開発・普及し、また、これに必要な住民組織化活動を行うこと。
- (ク) 地域の要援護高齢者等又はその家族等の保健福祉サービスの利用調整を行うこと。

(ケ)

福祉用具の展示、利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、並びに福祉用具の選定若しくは具体的な使用方法又は高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行うこと。

(6) 事業の実施

この事業のうち、基幹型支援センターについては、市町村が直接実施し又はこれに準ずる者に委託して実施することを原則とする。また、地域型支援センターについては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院等又はこれらとの密接な連携が確保された単独型の老人デイサービスセンター（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設しているか、又は、併設しない場合については、特別養護老人ホーム等による後方支援体制が地域の実情に応じて確保されていることを原則とする。

ア

市町村及び支援センターは、夜間等の緊急の相談等に備え、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法、緊急時の公的サービスの利用に伴う利用申請手続等の取扱等の対応手順を支援センターに併設される特別養護老人ホーム等（以下「併設施設」という。）及び消防署、特別養護老人ホーム、医療機関等の関係機関と協議の上、定めるものとする。

イ

市町村は、事業の実施に当たって、支援センターと協議の上、年間の事業計画を定めるとともに、支援センターは、月間の事業計画を定め、本要綱に定めた事業を計画的に実施するものとする。

ウ

支援センターは、相談を受けた場合等は、速やかに必要な活動を展開するものとする。

エ

地域型支援センターは、サービス基本台帳を適切に管理し、継続的支援、適正なサービスの実施を図るものとする。

オ

支援センターの業務については、フレックスタイム制の勤務体制を組むなど、住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制を採るものとする。

ただし、相談窓口としての業務については、併設施設等の機能との連携の下に24時間対応の体制を採るものとする。

カ

併設施設は、緊急時において当該施設で実施する在宅サービス等の利用が可能となるよう体制を確保しておくものとする。

(7) 支援センター及び併設施設の要件

ア 支援センターに係る要件

(ア)

支援センターは、市町村又は市町村が運営を委託することを予定している地方公共団体、社会福祉法人、医療法人又は民間事業者等が設置すること。

(イ)

事業の適正な運営を確保できる職員の配属を行うこと。特に、運営を受託する法人又は併設施設が新設である場合には、配属職員については、事前に十分な研修等を行い、業務遂行能力を確保すること。

(ウ)

24時間を通じて、併設施設等との連携により、緊急の相談に対しても適切な助言、関係機関等への連絡等の対応が図れること。

(エ)

相談や福祉用具の展示に必要な空間（スペース）を確保すること。

(オ)

在宅保健福祉サービスの適用機関である市町村との連携や、保健、福祉、医療の各分野の関連機関、団体との連携体制を整備すること。

イ 併設する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院等に係る要件

- (ア) 市町村を始め民生委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係者、ボランティア等との協力連携関係が得られること。
- (イ) 特別養護老人ホームの場合は、短期入所生活介護及び通所介護を適正に実施していることを原則とすること。
介護老人保健施設、病院等の場合は、通所リハビリテーションを実施していることを原則とする。
- (ウ) 特別養護老人ホームの場合は、訪問介護の都道府県知事指定を受けているか、又は近い将来指定を受ける予定があることを原則とすること。
病院等の場合は、訪問看護若しくは老人訪問看護の都道府県知事指定を受けているか又は近い将来指定を受ける予定があることを原則とする。
- (エ) 在宅の要介護高齢者の介護者に対し、介護に関する研修や啓発のための事業を実施すること。
- (オ) これらの事業の利用者のサービスに必要な情報の記録、管理及び活用が適切に行われること。
- (カ) 市町村の在宅サービスの適用申請の経由機関となり得ること。
- (キ) 運営を受託する法人が新設の場合には、運営開始後の在宅保健福祉サービスの拠点としての活動が十分に期待できるとともに、(ア)から(カ)までの事項についての適正な実施が見込まれること。
また、管轄する市町村からの適切な後方支援体制が確保できること。

(8) 職員の配置等

ア 職員の配置

この事業を行うに当たっては、あらかじめ、支援センターの管理責任者を定めるとともに、次に掲げる職種の職員を常勤で配置するものとする。

(ア) 地域型支援センター

社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健婦（士）、看護婦（士）、介護福祉士、介護支援専門員のいずれか1人

なお、支援センターの業務に支障のない範囲において、職員が他の業務と兼務することは差し支えない。

また、職員を2名以上配置する場合には、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせで配置することが望ましい。

(イ) 基幹型支援センター

1. 社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健婦（士）のいずれか1人
2. 看護婦（士）、介護福祉士のいずれか1人

イ 職員の責務

(ア)

支援センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(イ)

支援センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、サービス基本台帳の作成、個別サービス計画の策定及びソーシャルワーク等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

(9) 在宅介護支援センター運営協議会の設置

市町村は、市町村内のすべての支援センターの円滑な運営を図るため、基幹型支援センターに在宅介護支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置しなければならない。ただし、基幹型支援センターが未設置の市町村にあっては、市町村に運営協議会を設置するものとする。

ア 目的

支援センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこと。

イ 構成者

市町村の老人福祉、保健、医療担当部門のそれぞれの長及び保健所の代表者、福祉事務所の代表者、地域医師会代表者、市町村社会福祉協議会代表者、老人福祉施設長、介護老人保健施設長、民生委員の代表者、各支援センターの長その他地域の高齢者保健福祉の推進のために必要と認められる者。

ウ 開催回数

必要に応じて、年1回以上開催するものとする。

(10) 相談協力員の配置及び業務内容

ア

市町村は、活動対象地域の65歳以上人口等を考慮し、地域の実情を踏まえ、相談協力員を支援センターに配置するものとする。

イ

相談協力員は、民生委員、老人クラブ、自治会、婦人会等地域活動団体の役員はもとより、介護する家族等と接触する機会が多い地元商店、薬局、郵便局等から、運営協議会の意見を踏まえ、市町村長が委嘱するものとする。

ウ

相談協力員は、支援センターの円滑な運営に資するため、支援センターと連携して、以下の業務を行うものとする。

(ア)

地域の要介護高齢者等に対する保健福祉サービス及び支援センターの紹介等を行うこと。

(イ)

様々な機会をとらえての各種の保健福祉サービスの広報及びその積極的活用についての啓発を行うこと。

(11) 事業実施上の留意事項

ア

市町村は、支援センターからの公的保健福祉サービスの適用依頼について、積極的に応じるものとする。

イ

市町村は、本事業の実施に当たっては、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるよう留意するとともに、このことについて、支援センターを十分指導するものとする。

ウ

市町村は、本事業の趣旨に鑑み、市町村の民生部門、保健衛生部門の連携の下に、本事業に対する両部門の協力、支援体制を整備するものとする。

エ

市町村は、夜間等の緊急相談に対応するため、消防署、医療機関等関係機関による支援体制の整備を図るものとする。

オ

市町村は、支援センターの職員の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設けるものとする。

また、支援センターを複数設置する市町村にあっては、支援センターにおける活動内容の均一化等を図るため、支援センター業務に関する研究協議会を定期的に開催するものとする。

カ

市町村は、本事業を特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に委託する場合は、保健医療関係分野との連携に、また、介護老人保健施設等を経営する医療法人等に委託する場合は、福祉関係分野との連携に留意して、支援センターを十分指導するものとする。

キ

市町村は、本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。

また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分果たすことができないと認められる場合は、委託を取り消すものとする。

ク

実施施設は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(12) 利用料

原則として無料とする。

(13) 支援センターの構造及び設備

ア

建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は、同条第9号の3に規定する準耐火建築物とする。ただし、地域型支援センターであって、特別養護老人ホーム等に併設しないものについては、この限りでない。

イ

支援センターには、運営に必要な面積を有する事務室、相談室、会議室及び福祉用具の展示に必要な空間（スペース）（地域型支援センターであって、特別養護老人ホーム等に併設しないものにあつては、事務室及び相談室に限る。）を設けるものとする。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共有すること等により、併設する施設の入所者のサービス提供及び当該施設の運営上支障が生じないときは、この限りでない。

ウ

建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮するものとする。

(14) その他

市町村は、事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。
なお、その際には必要に応じ地域ケア会議を活用すること。

国民年金事業推進に係る所得情報の提供について

1 趣旨及び目的

国民年金保険料(以下「保険料」という。)の未納者対策の一環として、社会保険庁からの依頼に基づき、市は保険料未納者の所得情報を提供する。これにより、社会保険庁は、効果的な保険料未納者対策を実施し、将来の無年金者の発生を防止することを目的とする。

2 法的根拠

国民年金法第106条及び第108条

3 提供情報

国民年金の被保険者(以下「被保険者」という。)又は被保険者の配偶者若しくは世帯主の次の情報

- (1) 所得金額
- (2) 課税所得金額

4 その他

- (1) 平成16年度は、紙媒体による情報の提供とする。
強制徴収用 全国で約5万件
免除勧奨用 府中社会保険事務所との協議により決定
- (2) 社会保険庁は、平成17年度以降について電子媒体による情報の提供を求めている。

参考 社会保険庁が想定している提供依頼件数

国民年金第1号被保険者の長期末納者約327万人のうち、強制徴収のために所得調査が必要な者を最低限として市と社会保険事務所との協議で決定する。

なお、電子媒体での情報提供を行わない市町村は、16年度の件数と同程度の件数で実施する。

個人情報を取り扱う事務の目録

	個人情報を取り扱う事務の名称	事務を所管する部課	
241	ママクラスクッキング	福祉保健部	健康推進課
242	総合健康診査	福祉保健部	健康推進課
243	健康増進事業	福祉保健部	健康推進課
244	胃がん検診、女性がん検診、成人健康診査、成人歯科健康診査、骨粗末しょう症検診	福祉保健部	健康推進課
245	肺がん検診、大腸がん検診、喉頭がん検診	福祉保健部	健康推進課
246	歯科医療連携推進事業	福祉保健部	健康推進課
247	府中市歯科医療連携推進事業運営協議会	福祉保健部	健康推進課
248	健康教育	福祉保健部	健康推進課
249	個別健康教育	福祉保健部	健康推進課
250	健康相談（健康全般、栄養、歯科）	福祉保健部	健康推進課
251	成人健康診査（食生活アンケート）	福祉保健部	健康推進課
252	訪問指導事業	福祉保健部	健康推進課
253	府中市保健計画策定検討協議会	福祉保健部	健康推進課
254	市民健康基礎調査	福祉保健部	健康推進課
255	栄養改善事業（ヘルスマイト府中21支援、ヘルスサポーター養成講座）	福祉保健部	健康推進課
256	子ども家庭支援センター事業（総合相談、子ども家庭在宅サービス事業）	子育て支援本部	子育て支援課
257	府中市ファミリーサポートセンター事業	子育て支援本部	子育て支援課
258	子育てひろば ポップコーン	子育て支援本部	子育て支援課
259	子育てひろば事業	子育て支援本部	子育て支援課
260	一時保育事業（子ども家庭在宅サービス事業）	子育て支援本部	子育て支援課

個人情報を取り扱う事務の目録

個人情報を取り扱う事務の名称		事務を所管する部課	
261	産後家庭サポート事業	子育て支援本部	子育て支援課
262	児童手当	子育て支援本部	子育て支援課
263	児童育成手当	子育て支援本部	子育て支援課
264	児童扶養手当	子育て支援本部	子育て支援課
265	乳幼児医療費助成	子育て支援本部	子育て支援課
266	ひとり親家庭医療費助成	子育て支援本部	子育て支援課
267	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	子育て支援本部	子育て支援課
268	ひとり親家庭入浴券支給事業	子育て支援本部	子育て支援課
269	ひとり親家庭居住安定支援助成事業	子育て支援本部	子育て支援課
270	ひとり親家庭健康診査費助成事業	子育て支援本部	子育て支援課
271	ひとり親家庭休養ホーム利用者交通費助成事業	子育て支援本部	子育て支援課
272	先天性代謝異常健診採血助成事業	子育て支援本部	子育て支援課
273	私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金	子育て支援本部	子育て支援課
274	幼稚園類似施設幼児の保護者に対する補助金	子育て支援本部	子育て支援課
275	公私立幼稚園就園奨励費補助金	子育て支援本部	子育て支援課
276	府中市幼児愛育補助金	子育て支援本部	子育て支援課
277	私立幼稚園登園許可証明費補助金	子育て支援本部	子育て支援課
278	府中市私立幼稚園職員研修費補助金	子育て支援本部	子育て支援課
279	府中市消防団員報酬、報酬、出勤手当、機関員手当	環境安全部	防災課
280	火災共済事務	環境安全部	防災課

個人情報を取り扱う事務の目録

	個人情報を取り扱う事務の名称	事務を所管する部課	
		401	少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡事業
402	府中市高齢者見守りネットワーク事業	福祉保健部	高齢者福祉課